

佐渡市総合体育館
佐和田野球場
佐和田テニスコート

指定管理業務特記仕様書

佐渡市教育委員会

佐渡市総合体育館、佐和田テニスコート、佐和田野球場指定管理業務特記仕様書

(目的)

第1条 この佐渡市総合体育館、佐和田テニスコート、佐和田野球場指定管理業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、佐渡市総合体育館、佐和田テニスコート、佐和田野球場（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務及び履行方法等について、佐渡市都市公園条例（平成16年条例第274号。）（以下「条例」という。）、佐渡市都市公園体育施設の管理に関する規則（教育委員会規則第15号）（以下「規則」という。）及び佐渡市指定管理業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）のほか、必要な事項について定める。

(優先順位)

第2条 施設に係る基本協定書及び年度協定書に記載された事項は、この特記仕様書に優先するものとする。

(指定管理者の指定の意義)

第3条 佐渡市が施設の管理に関して指定管理者の指定を行うことの意義は、施設を活用し、指定管理者が有する技術及び能力等をもって、市民の交流とスポーツの振興を図ることにある。

(指定期間)

第4条 指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日とする。

(指定管理料)

第5条 佐渡市が前条で定める期間に、指定管理者に支払う指定管理料は101,000,000円の範囲内とし、詳細については別途協定書で定めるものとする。

(法令等の遵守)

第6条 指定管理者は次に定める法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 都市公園法及び同施行令並びに施行規則
- (3) 社会体育施設使用料減免要綱
- (4) 佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同施行規則
- (5) 佐渡市個人情報保護条例及び同施行規則
- (6) 佐渡市情報公開条例及び同施行規則
- (7) 消防法
- (8) 労働基準法ほか関係法令
- (9) その他管理運営に適用される法令

(管理物件)

第7条 管理業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品に区分し、管理施設の内容は別表1のとおりとする。

(業務の範囲)

第8条 条例第15条の3に規定する業務は、標準仕様書で定める業務のほか、別表2のとおりとする。

(リスク分担)

第9条 業務に関するリスク分担については、別に定めるもののほか、別表3のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める以外の不測のリスクが生じた場合は、佐渡市と指定管理者で協議の上、リスク分担を決定する。

(備品等の貸与等)

第10条 佐渡市は、第8条で定める業務を行なうために必要な管理物品のうち別表4に定める備品等Ⅰ種を、無償で指定管理者に貸与する。

2 指定管理者は、指定期間中、備品等Ⅰ種を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等Ⅰ種が業務実施の用に供することができなくなった場合、佐渡市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。ただし、1件につき3万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において調達するものとする。

4 指定管理者は、故意又は過失により備品等Ⅰ種を毀損又は滅失したときは、佐渡市との協議により、必要に応じて修理、補修又は佐渡市に対し自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(備品等の購入等)

第11条 指定管理者は、管理物品のうち別表5に定める備品等Ⅱ種を、自己の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。

2 備品等Ⅱ種が業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

3 管理運営において、備品等Ⅰ種及びⅡ種に記載の無い管理物品が必要となった場合、佐渡市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。ただし、1件につき3万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において調達するものとする。

(管理物件の修繕等)

第12条 管理施設の改造、増築、移設については、佐渡市が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 管理物件の修繕については、1件につき20万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては佐渡市が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき20万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、市が加入する別表2の全国市有物件災害共済保険の適用となる場合、指定管理者は市が全額を負担した後で別に定められた負担区分に基づく額を市に納付するものとする。

(業務等の引継ぎ)

第13条 指定管理者は次の各号に定める業務等を現在の管理者から引継ぐものとする。

(1) 令和6年3月31日以前に許可した施設の利用及び実施が決定している事業

(2) 前号に掲げるもののほか、別表6に定める契約

(その他)

第14条 本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について疑義が

生じた場合は、市と誠意を持って協議し決定する。

別表1 管理施設（第7条関係）

※各実績は指定管理者分（H30.7.1以降）

施設 の 名 称		佐渡市総合体育館		
施設 の 所 在 地		佐渡市窪田75番地1		
施設 概要	建 築 構 造	2階建て 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）		
	敷 地 面 積	敷地面積（つつじヶ丘公園内）6,248㎡		
	建 築 面 積	6,248㎡		
	建 築 延 面 積	8,600㎡（1階5,566㎡、2階3,034㎡）		
	開 館 日	平成27年2月1日		
	施 設 構 成	アリーナ、トレーニングルーム、ギャラリー、柔道場、剣道場、軽運動場、会議室		
	設 備	貯水槽、地下貯蔵タンク、空調熱源機器、消防用設備ほか		
	利 用 者 実 績	令和2年度	66,053人	
		令和3年度	84,040人	
		令和4年度	82,929人	
	使 用 料 実 績	令和2年度	3,466千円	
		令和3年度	4,231千円	
		令和4年度	4,398千円	
	契 約 状 況	別表6参照		
収 支 実 績 佐和田テニスコート及び佐和田野球場を含む	令和2年度	1,613千円 (指定管理料30,555千円を含む)		
	令和3年度	▲1,646千円 (指定管理料28,650千円を含む)		
	令和4年度	▲3,407千円 (指定管理料29,569千円を含む)		
改 築 ・ 修 繕 履 歴	別表7参照			
付 帯 施 設 等	なし			
そ の 他	開館時間 午前8時30分から午後10時まで (休館日：12月29日から翌年1月3日まで)			

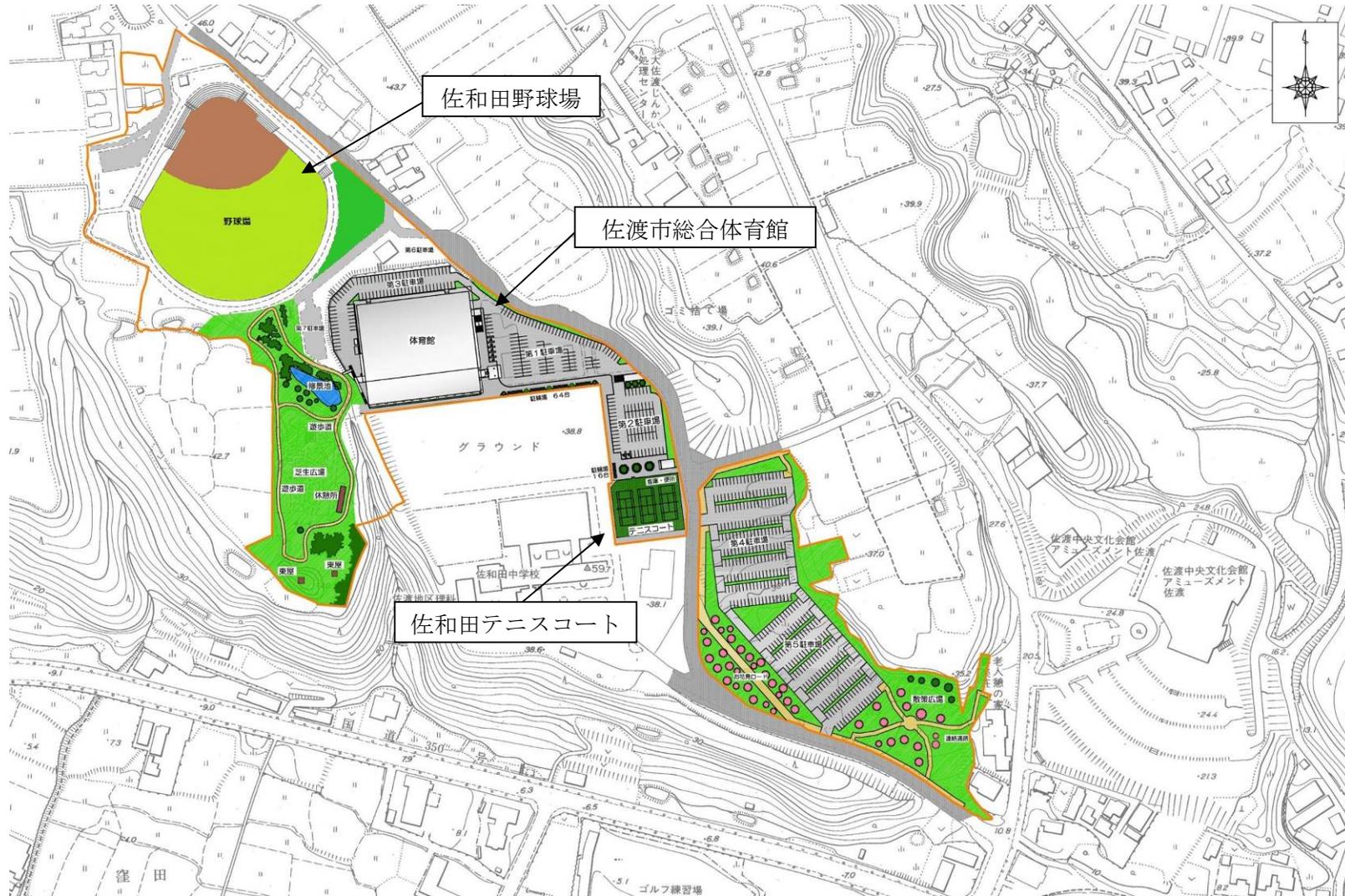
別表1 管理施設（第7条関係）

施設 の 名 称		佐和田テニスコート		
施設 の 所 在 地		佐渡市窪田22番地1		
施設 概要	建 築 構 造	—		
	敷 地 面 積	敷地面積（つつじヶ丘公園内）約2,200㎡		
	建 築 面 積	—		
	建 築 延 面 積	—		
	開 設 日	平成27年2月1日		
	施 設 構 成	砂入人工芝3面		
	設 備	なし		
	利 用 者 実 績	令和2年度	5,834人	
		令和3年度	6,406人	
		令和4年度	6,416人	
	使 用 料 実 績	令和2年度	92千円	
		令和3年度	102千円	
		令和4年度	215千円	
契 約 状 況	なし			
収 支 実 績	令和2年度	佐渡市総合体育館（指定管理分） に合算記載		
	令和3年度			
	令和4年度			
改 築 ・ 修 繕 履 歴	なし			
付 帯 施 設 等	なし			
そ の 他	開場時間 午前8時30分から午後8時まで （休場期間：12月1日から翌年3月31日まで）			

別表1 管理施設（第7条関係）

施設 の 名 称		佐和田野球場		
施設 の 所 在 地		佐渡市窪田87番地1		
施設 概要	建 築 構 造	—		
	敷 地 面 積	敷地面積（つつじヶ丘公園内）約18,000m ²		
	建 築 面 積	—		
	建 築 延 面 積	—		
	開 設 日	昭和54年5月28日		
	施 設 構 成	野球場1面		
	設 備	なし		
	利 用 者 実 績	令和2年度	2,367人	
		令和3年度	2,366人	
		令和4年度	3,034人	
	使 用 料 実 績	令和2年度	41千円	
		令和3年度	22千円	
		令和4年度	31千円	
	契 約 状 況	なし		
収 支 実 績	令和2年度	佐渡市総合体育館（指定管理者分） に合算記載		
	令和3年度			
	令和4年度			
改 築 ・ 修 繕 履 歴	なし			
付 帯 施 設 等	なし			
そ の 他	開場時間 午前8時30分から午後8時まで (休場期間：12月1日から翌年3月31日まで)			

参考資料1 施設図面（全体平面図）



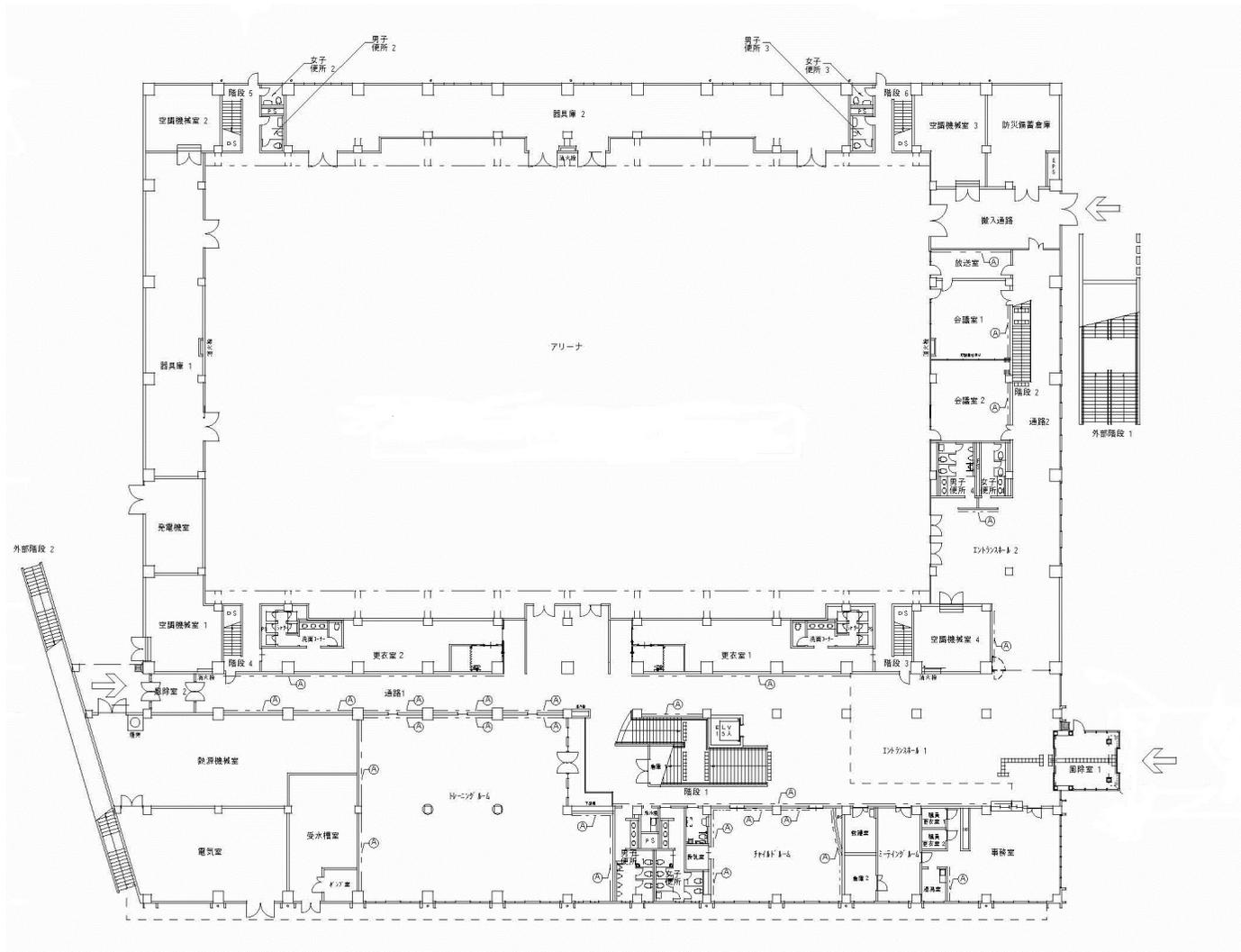
参考資料 2 施設位置全体写真



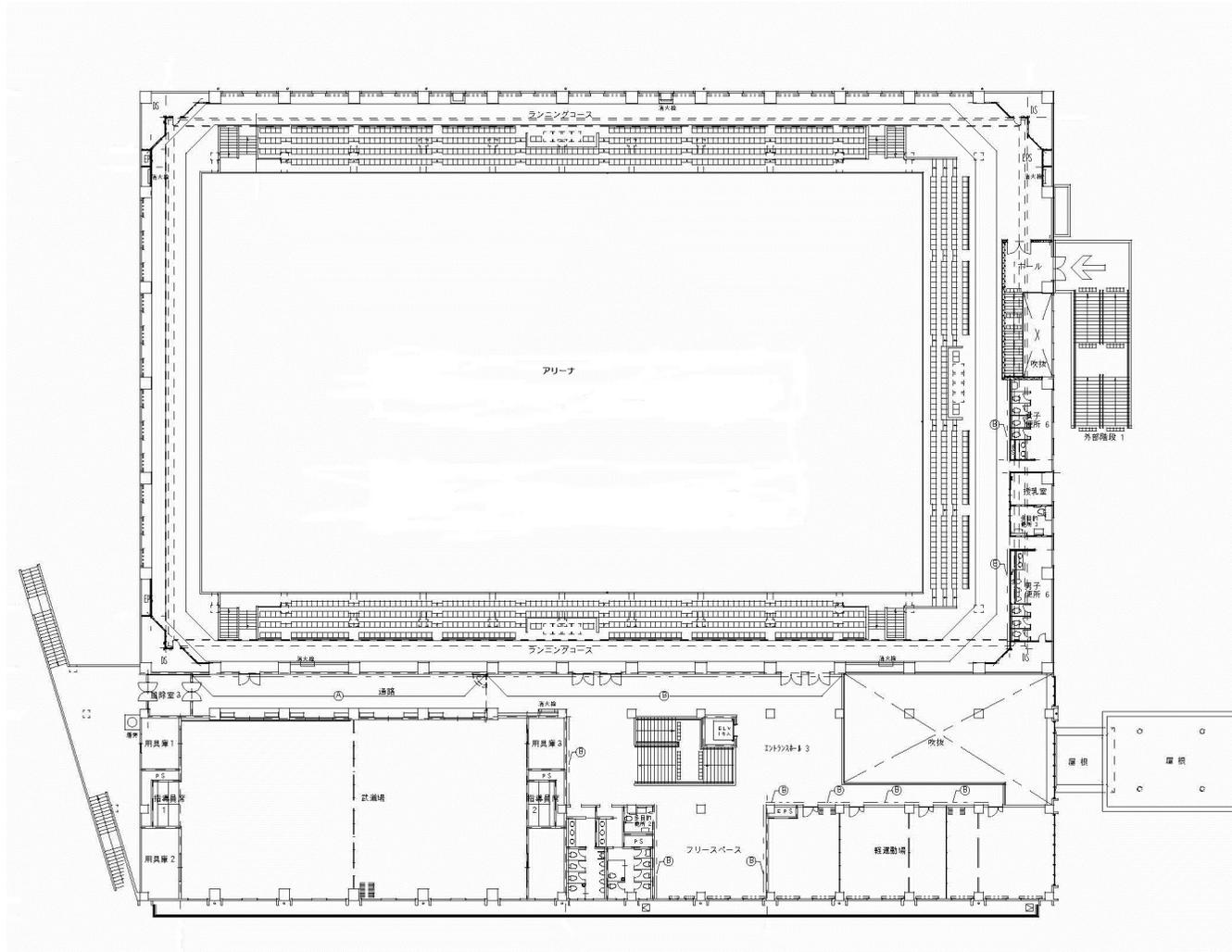
参考資料 3 施設写真（佐渡市総合体育館）



参考資料 4 施設図面（佐渡市総合体育館：1階平面図）



参考資料 4 施設図面 (佐渡市総合体育館：2階平面図)



参考資料5 施設写真（佐和田テニスコート）



参考資料6 施設写真（佐和田野球場）



別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
<p>(施設運営業務)</p> <p>1 占有許可、監督処分等</p> <p>(1) 条例第15条の3に規定された業務以外の業務</p> <p>2 目的外使用の許可</p> <p>(1) 佐渡市行政財産目的外使用条例（平成16年条例第67号。）及び佐渡市行政財産目的外使用条例施行規則（平成16年条例第61号。）の規定に基づく業務を行うこと。</p>	<p>(施設運営業務)</p> <p>1 利用許可及び利用の制限</p> <p>(1) 公の施設として常に平等な対応を確保すること。</p> <p>(2) 施設は市内小学校、中学校、高校、保育園および幼稚園において、児童、生徒、園児の体育等の授業、クラブ活動に使用しているため、その利用が図られるよう配慮すること。</p> <p>(3) 施設利用の予約及び利用状況を記録すること。</p> <p>(4) 次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。</p> <p>ア 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>イ 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>ウ 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(5) 利用の許可等の申請があった場合において、当該申請に対し不利益な処分をしようとするときは、当該利用の許可等の申請をしたものに対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく教示を行うこと。</p> <p>(処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長等に対して審査請求をすることができる。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6か月以内に、市等を被告として提起することができる。)</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	<p>2 利用許可の変更及び利用の中止</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。</p> <p>ア 施設の利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。</p> <p>イ 利用者が条例又は条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>ウ 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。</p> <p>エ 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。</p> <p>オ 公益上必要があると認められるとき。</p> <p>カ 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。</p> <p>3 営業期間及び利用時間の遵守</p> <p>4 利用料金の徴収</p> <p>5 利用料金の改定</p> <p>6 利用料金の減免</p> <p>(1) 条例第15条の4第4項の規定中「公益上の理由等あらかじめ市長が定める基準」は、次のとおりとする。</p> <p>ア 市又は市の機関が主催し、又は共催する事業において利用するとき。</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	<p>イ 佐渡市社会体育施設使用料減免要綱（平成19年教育委員会告示第5号。）に規定されたもの。</p> <p>ウ 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認め、市長の承認を得たとき。</p> <p>7 ソフト事業等</p> <p>(1) ソフト事業で市民向け運動啓発イベントを年2回実施すること。 （1回あたり事業費50万円程度） 例：1000人ラジオ体操会、エクササイズ体験会、健康・体力測定</p> <p>(2) ソフト事業の実施については市との事前協議を行うこと。</p> <p>(3) 自主事業を実施すること。</p> <p>8 広報及び営業等</p> <p>(1) ホームページの作成及び更新を行ない、市内外に向けて積極的な情報発信を行うこと。</p> <p>(2) 対面、電話、FAX等による各種問い合わせ及び施設見学等について対応すること。</p> <p>(3) リーフレットをはじめ他の媒体を活用して、積極的な広報を行うこと。</p> <p>(4) 対面、電話、FAX等による集客を行うこと。</p> <p>9 利用に係る指導、助言</p> <p>(1) 施設の利用に必要なマニュアルを作成するとともに、利用者が行なう諸手続に必要な助言を行なうこと。</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
<p>(維持管理業務)</p> <p>1 野球場の芝生の管理</p> <p>(1) 野球場におけるグラウンド内の外野部分及び球場外周の芝生の管理は、都市公園つつじヶ丘公園全体の管理にあわせ実施する。</p>	<p>(2) 施設、設備及び備品等が適切に使用できるよう必要な指導、助言などの支援を行なうこと。</p> <p>(3) 施設の利用等について、主催者及び利用者から意見、要望等があった場合は、適切な対応をし、内容を市に報告すること。</p> <p>(4) 佐渡市総合体育館においては、トレーニングルームの指導者を利用者の需要に応じて配置し、利用者への講習・指導を行うこと。</p> <p>10 利用者の安全確保</p> <p>(1) 施設内及び施設周辺を適宜巡回し、火気及び不審物等の確認を行なうこと。</p> <p>(2) 災害や緊急時等における利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての計画を作成すること。</p> <p>(3) 急病、けが等に対応できるよう、関係機関と連携を図ること。</p> <p>(4) 災害等において、市が避難場所として利用する必要があると認めるときは、その指示に従うこと。</p> <p>11 職員の安全確保</p> <p>(1) 業務における安全管理指導を定期的に行なうこと。</p> <p>(維持管理業務)</p> <p>1 日常清掃及び消耗品等の補充</p> <p>(1) 施設において日常清掃を行い、良好な環境衛生及び美観を保つこと。</p> <p>(2) 施設周辺の定期清掃を行うこと。</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	<p>(3) 冬季における施設周辺の除雪を行うこと。</p> <p>(4) 消耗品等の補充を行うとともに、補充に当たってはグリーン調達の推進や資源リサイクルに配慮すること。</p> <p>2 設備・備品等の保守管理</p> <p>(1) 保守点検を随時行い、常に良好な環境を維持するとともに、細心の注意をもって設備及び備品等を管理すること。</p> <p>(2) 佐渡市総合体育館においては次の設備点検を適切に行うこと。</p> <p>法定点検（1年に1回）</p> <p>ア 貯水槽清掃</p> <p>イ エレベーター保守点検</p> <p>ウ アリーナ空調熱源機器保守点検</p> <p>エ 消防用設備点検</p> <p>オ 建築設備点検</p> <p>カ 自家用電気工作物保安点検（50KW以下自主点検） など</p> <p>法定点検（3年に1回）</p> <p>ア 地下貯蔵タンク定期点検</p> <p>イ 建物定期点検 など</p> <p>任意点検</p> <p>ア 自動扉保守点検 など</p> <p>自主点検</p> <p>ア パッケージエアコン保守点検（自主点検） など</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
<p>(経営管理業務)</p> <p>1 モニタリング</p> <p>(1) 必要に応じて現場確認を行うこと。</p> <p>(2) 定められた報告を求めること。</p> <p>2 連絡調整</p> <p>(1) 運営協議会等を開催し、指定管理者と情報交換を行うこと。</p>	<p>(3) 定められた負担区分に基づき、必要な修繕を行うこと。</p> <p>(4) 修繕記録を整理し、市に報告すること。</p> <p>3 保安警備業務</p> <p>(1) 利用者が集中する際は、警備及び誘導を行うこと。</p> <p>(2) 夜間及び休館についても保安警備を行うこと。</p> <p>(経営管理業務)</p> <p>1 モニタリング</p> <p>(1) 市民及び利用者ニーズの把握に係る有効な調査を行うこと。</p> <p>2 文書管理</p> <p>(1) 管理運営について業務日誌を作成し、市が求めた場合はこれを提示すること。</p> <p>(2) 業務に係る文書を適正に管理すること。</p> <p>(3) 指定期間の満了等に伴い管理業務を終了するときは、管理に係る文書を市又は市が指定する団体等に引継ぐこと。</p> <p>3 事業計画・報告</p> <p>(1) 定められた時期に、事業計画書と事業報告書を作成し提出すること。</p> <p>4 連絡調整</p> <p>(1) 市が実施する運営協議会等に参加し、業務の状況報告や情報交換を行うこと。</p> <p>5 職員の管理</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等			指定管理者が行う業務等
(その他業務) 次の保険に加入し、保険料を負担すること。 (1) 公益社団法人 全国市有物件災害共済会			(1) 業務を効果的かつ効率的に行なうために必要な人員配置及び勤務形態をとること。 (2) 施設の管理責任者を置き、市に報告すること。 (3) 職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識及び技術の習得に努めること。 6 会計等 (1) 指定管理者が負担することとなる経費は、その契約に応じて遅滞なく支払うこと。 (2) 収入及び支出の状況について、帳簿を作成すること。 (3) 管理業務に係る経費の出納は、団体自身の口座とは別の口座で管理すること。 7 経費の節減 (1) 電気、水道、ガス等の使用状況を把握するとともに、環境に配慮した運転により、光熱水費の削減に努めること。 8 契約の変更 (1) 必要に応じて電気、水道、電話等の使用名義を指定管理者に変更すること。 (その他業務) 1 損害賠償の対応 市が指定する業務については、市で加入する全国町村会総合賠償補償
保険内容	金額区分	負担者・負担割合	
1 火災、落雷、爆発 (免責無し)	20万円未満	保険100% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。	
2 物体の落下、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、雪災、土砂崩れ（免責5万円未満）	20万円以上 共済責任額まで	保険100% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。	
風・水災（免責5万円未満）	20万円未満	指定管理者50% 保険50% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。	
	20万円以上共済責任額まで	市50% 保険50% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。	
地震（免責10万円未満。ただし、罹災した加入物件が複数あり、損害額の合計が10万円以上であ	20万円未満	指定管理者85% 保険15% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。	

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等			指定管理者が行う業務等	
れば、1件あたりの損害額が10万円未満でも保険の対象となる。）	20万円以上共済責任額まで	市85% 保険15% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。	<p>保険の被保険者としてみなされ、市の責任と同等に当該保険の対象となるため、加入の必要は無い。</p> <p>ただし、指定管理者が自主事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、指定管理者が負うこととなるため、市が加入している保険と同等の補償が受けられる施設賠償保険及び第三者賠償保険に加入し、その保険料を負担すること。</p> <p>2 各種届出 業務に必要な関係機関への届など、各種手続きを行うこと。</p>	
(2) 全国町村会総合賠償補償保険				
賠償責任保険 (施設の瑕疵に起因する事故の補償)	身体 2億円/人 20億円/事故	財物 2千万円/事故		
保険内容	死亡	後遺障害	入院	通院
補償保険 (市が行う業務に起因する事故の補償)	500万円	20～500万円	1～15万円	1～6万円(6日目以降)

別表3 リスク分担（第9条関係）

種類	リスク内容	負担者	
		市	指定管理者
管 理 運 営 費	急激な物価変動による管理運営費の変更（管理運営に影響を及ぼす場合に限る）	○	
	関係法令の変更起因する費用（管理運営に影響を及ぼす場合に限る）	○	
	自然災害の対応費用（リスク回避が不可能な場合）	○	
	政策方針の転換による仕様等の変更起因する費用（管理運営に影響を及ぼす場合に限る）	○	
	指定の取消し及び業務の停止により発生する費用		○
物 品 等 の 損 傷 等	建物・設備の損傷による軽微な修繕（1件20万円未満）		○
	建物・設備の損傷による修繕（1件20万円以上）	○	
	備品、消耗品の盗難及び紛失		○
損 害 賠 償	建物・設備の瑕疵に起因するもの 注）指定管理者による適正な保守点検の履行を前提とする。	○	
	施設運営の過失に伴うもの		○
休 館 ・ 利 用 制 限	大規模感染症等により市が指示する休館及び利用制限	協議事項	
そ の 他	指定管理者の指定議案が議会で否決された場合、申請手続き等に要した費用		○
	その他	協議事項	

※ 本表に定める事項で疑義がある場合は、佐渡市と指定管理者が協議のうえ決定する。

別表4 備品等I種(第10条関係)

佐渡市総合体育館

部屋	物品名	数量	備考
トレーニング用具	ランニングマシン(セノー:BG2500ほか)	4	
〃	トレッキングマシン(セノー:BG9M5511ほか)	2	
〃	バイクマシン(セノー:BG8720ほか)	6	
〃	クロストレーナーマシン(セノー:BG9NST4Rほか)	2	
〃	ウェイトスタックマシン(セノー:BB5020ほか)	9	
〃	腹筋台(セノー:BN6300)	1	
〃	背筋台(セノー:BN5300)	1	
〃	電気負荷マシン(セノー:BB8600ほか)	4	
〃	全自動血圧計(セノー:LE916450)	1	
〃	体組成計(セノー:LC9495)	1	
〃	手動身長計付体重計(セノー:LA9042)	1	
〃	音波振動マシン(セノー:BJ9960)	1	
〃	ストレッチマット(セノー:BH9470)	4	
〃	リラクゼーションマシン(セノー:BJ0530)	1	
〃	トレーニング鏡(セノー:HD9040)	1	
室内遊具	遊戯広場ブロック(トエイライト:T-2407×8ほか)	1	
〃	トンネル(トエイライト:B-6057×2ほか)	1	
〃	ソフト積木(トエイライト:T-2397)	1	
〃	ジャンプ台(サンエイ:35-685)	1	
〃	わなげ(サンエイ:35-353)	1	
〃	積上マット(サンエイ:35-354)	1	
〃	自立式クライミングウォール(セノー:HB9040ほか)	2	
バスケットボール用具	バスケットボール台(セノー:DA0665・DA066579)	3	
〃	ショットクロック(モルテン:UX0040ほか)	3	
〃	電光ポジション表示器(モルテン:UC0020)	3	
〃	ファウル表示器(モルテン:UC0010)	3	
〃	ファウル表示盤(モルテン:BFN5)	3	
〃	大音量ホーン(モルテン:BHNDXほか)	3	
〃	バスケットショットロック(モルテン:UX0040等)	3	
〃	デジタルタイマー(モルテン:UX0110)	3	
〃	システムカウンター表示盤(モルテン:SCXSDPほか)	2	
〃	システムカウンター操作盤(モルテン:SCXBXほか)	1	

バスケットボール用具	ファウル表示装置（表示盤）（モルテン：BFDDP ほか）	2	
〃	ファウル表示装置（操作盤）（モルテン：BFDBX ほか）	1	
〃	サークルライナー（モルテン：MCL ほか）	1	
バレーボール用具他	バレーボール支柱（セノー：DE1015）	4	
〃	バレーボール支柱カバー（セノー：DE2000）	4	
〃	審判台（セノー：DL0110、DL0520）	5	
〃	得点板（セノー：DS0130）	4	
〃	6人制バレーボールネット（アシックス：28121K）	4	
〃	9人制バレーボールネット（アシックス：23121K）	3	
〃	9人制バレーボールネット（アシックス：22121K）	4	
バドミントン・フットサル・テニス用具	兼用支柱（セノー：DE4521）	1	
〃	バドミントン得点板（セノー：DS0650）	12	
〃	フットサルゴール（セノー：DJ0611 ほか）	3	
〃	フットサルネット（セノー：DJ8100）	3	
〃	テニス支柱（セノー：DF0135）	3	
〃	硬式テニスネット（セノー：DF9512）	3	
〃	ソフトテニスネット（セノー：DF9140）	3	
卓球用具	卓球台（三英：10-623）	30	
〃	卓球フェンス運搬車（三英：11-079）	5	
〃	審判台（三英：42-217）	12	
柔道・空手用具	柔道畳（1畳・グリーン、イエロー）（早川繊維工業：SV27）	252	
〃	柔道デジタイマー（モルテン：UX0110J）	2	
〃	空手ジョイントマット（早川繊維工業：SN100）	2	
〃	空手得点板（セノー：ES0440）	2	
フローアシート	ビニールフローアシート（三英：36-107・36-098）	126	
〃	フローアシート収納ラック（三英：36-137・132 ほか）	8	
〃	フローアシート巻取機（三英：36-097）	4	
ボルダリング	屋内用ボルダリングウォール	1	
体育用具他	ポールバー整理台（セノー：DK0111）	3	
〃	セパレーターネット（セノー：HA6610 ほか）	3	
〃	ステージ（セノー：HE904310）	8	
〃	ステップ（セノー：HE907510）	2	
〃	モップハンガー（セノー：HT9801）	2	
〃	ボールスタンド（エバニュー：EKE533）	1	
〃	施設名称看板	1	

〃	シューズボックス (コクヨ : SX-64F1N)	9	
その他	収納棚 (コクヨ : SE-S06626F1)	10	
〃	収納エディア (コクヨ : BWU-S78SSAWN)	1	
〃	スクールロッカー15人用 (コクヨ : SLK-53F1)	1	
〃	スクールロッカー9人用 (コクヨ : SLK-33F1)	1	
〃	保管庫 (コクヨ : S-D3355F1N)	1	
〃	保管庫ホームセーフ (コクヨ : HS-ALS20KM-8T)	1	
〃	パンフレットケース (ライオン : A42202)	1	
〃	車椅子 (ニッター : 4732-202)	1	
〃	担架 (ニッター : 4303-510)	1	
〃	折りたたみベッド (ニッター : 4102-710)	1	
〃	回転ホワイトボード (コクヨ : BB-R934WW)	2	
〃	移動用PAアンプ (TOA : KZ-25A)	1	
〃	ベビーベッド (ニッター : 4917-012)	1	
〃	屋外用マット (ヤマザキ : F-129-18)	1	
〃	掃除機 (ケルヒャー : NT25/1AP)	1	
〃	掃除機 (ケルヒャー : T10/1)	2	
〃	デジタル長座体前屈計 (トーエイライト : T-2421)	1	
〃	ジャンプメーター (トーエイライト : T-2290)	1	
〃	背筋力計 (トーエイライト : T-1785)	1	
〃	ワイヤレスマイク (TOA : WM-1220)	2	
〃	ワイヤレスマイクチューナーユニット (TOA : WTU-1820)	1	
〃	液晶プロジェクター (日立 : CP-WX3030WNJ)	1	
〃	ショーケース (コクヨ : YG-H6155SL)	1	
〃	打合せテーブル (コクヨ : MT-T158F11NN)	2	
〃	施設案内看板 (国道)	2	
〃	施設案内看板 (分岐)	2	
〃	両袖事務机 (トヨセット : 50SBL-147BBWW ほか)	4	
〃	片袖事務机 (トヨセット : 50SBL-117BRWW ほか)	2	
〃	事務椅子 (コクヨ : CR-G212F4HSC4-W)	6	
〃	会議用椅子 (コクヨ : CN-W301K476)	9	
〃	会議用椅子 (コクヨ : KT-S901F1NN)	40	
〃	会議用椅子台車 (コクヨ : CP-70N3)	5	
〃	書類保管庫 (コクヨ : S-D3355F1N)	3	
〃	書類整理庫 (コクヨ : S-A132F1N)	1	

〃	台車 (コクヨ : TK-P20NN)	3	
その他	更衣ロッカー (コクヨ : KL-A8G)	3	
〃	更衣ロッカー (コクヨ : KL-A8P)	3	
〃	ホワイトボード (コクヨ : BB-R936WW-MS36)	1	
〃	ホワイトボード (コクヨ : BB-R736WPSN)	3	
〃	案内板 (コクヨ : GB-G64NN)	1	
〃	案内板 (コクヨ : GB-G61)	5	
〃	パンフレットスタンド (コクヨ : ZR-PS63NN)	1	
〃	傘袋台 (コクヨ : US-700ほか)	1	
〃	記載台 (コクヨ : TV-Y33NN)	1	
〃	演台 (コクヨ : WA-182T・WF-182T)	1	
〃	エコレインマット (W1800×L5350)	1	
〃	エコレインマット (W1800×L1800)	1	

佐和田テニスコート

部屋	物品名	数量	備考
佐和田テニスコート	テニスネット	3	

佐和田野球場

部屋	物品名	数量	備考
佐和田野球場	ライン用石灰ボックス	1	
〃	ヨド物置 1.25坪 LMC-1822GL	1	
〃	スコアボード操作盤	1	
〃	放送設備	一式	マイク、アンプなど

別表6 契約内容（第13条関係）

単位：円

No.	契約内容	契約先	場所	契約期間	契約額	備考
1	佐渡市総合体育館自家用電気工作物保安点検	東北電気保安協会	佐渡市総合体育館	令和4年度契約	400,488	
2	貯水槽清掃業務	(株)環境クレンズ	佐渡市総合体育館	令和4年度契約	44,000	
3	エレベーター保守点検業務委託	三菱電機ビルテクノサービス(株)	佐渡市総合体育館	令和4年度契約	471,900	
4	エアコン系統空調熱源機器年間保守点検業務	佐渡企業(株)	佐渡市総合体育館	令和4年度契約	1,859,000	
5	消防用設備等点検業務委託	双方通信工業(株)	佐渡市総合体育館	令和4年度契約	192,500	
6	建築設備定期検査業務委託	(株)イワイ工務店	佐渡市総合体育館	令和4年度契約	125,290	
7	自動扉保守点検業務委託	新潟寺岡オート・ドア(株)	佐渡市総合体育館	令和4年度契約	112,200	
8	警備管理業務	新潟総合警備保障(株)	佐渡市総合体育館	令和4年度契約	211,200	
9	当日直業務	公益社団法人佐渡シルバー人材センター	佐渡市総合体育館	令和4年度契約	4,105,588	
10	施設清掃業務委託	(株)新潟県ビル管理協同公社	佐渡市総合体育館	令和4年度契約	2,026,084	
11	トレーニング機器保守点検業務委託	セノー(株)	佐渡市総合体育館	令和4年度契約	354,200	
12	地下貯蔵タンク等定期点検業務委託	土屋オイルサービス	佐渡市総合体育館	令和3年度に実施	50,000	3年に1回
13	建物定期検査報告業務委託	(株)イワイ工務店	佐渡市総合体育館	令和3年度に実施	72,710	3年に1回

別表7 修繕・改修履歴

年度	区分	内容	金額	備考
R2	修繕	佐渡市総合体育館トレーニングルーム機器修繕	658,460 円	市
	修繕	佐渡市総合体育館搬入口扉交換修繕	462,000 円	市
	修繕	防火シャッター修繕	48,400 円	指定管理
	修繕	野球場散水栓修繕	24,640 円	指定管理
	修繕	マウンテン修繕	8,800 円	指定管理
	修繕	アリーナ床、傷補修	19,800 円	指定管理
	修繕	ラポートマシン、タッチパネル修繕	15,950 円	指定管理
	修繕	アリーナ床、傷補修	25,300 円	指定管理
	修繕	排水ポンプ槽詰り清掃	8,800 円	指定管理
	修繕	ソニックス表示基盤交換	117,700 円	指定管理
R3	修繕	佐渡市総合体育館トレーニングルーム機器修繕	264,000 円	市
	修繕	佐渡市総合体育館ガスメーター交換修繕	121,000 円	市
	修繕	軽運動場エアコンガス漏れ点検調査・修理	116,600 円	指定管理
	修繕	野球場、扉握り玉錠取替	31,350 円	指定管理
	修繕	パッケージエアコン修理	61,600 円	指定管理
	修繕	ラボードマシン表示スイッチ操作ボタン修繕	16,500 円	指定管理
	修繕	誘導灯設備非常用バッテリー交換	8,800 円	指定管理
	修繕	輪転機、インクポンプユニット修繕	29,700 円	指定管理
	修繕	アリーナ壁、床、傷補修	86,900 円	指定管理
	修繕	バトミントン支柱修理	3,300 円	指定管理
	修繕	パッケージエアコン修繕(会議室 2)	52,800 円	指定管理
	修繕	エレベーター非常電源用バッテリー取替	79,200 円	指定管理
修繕	体組成計修繕	37,400 円	指定管理	
R4	改修	佐和田野球場バックネット取替工事	1,683,000 円	市
	改修	佐和田野球場カウント判定表示灯改修工事	1,016,913 円	市
	修繕	佐和田野球場ベース修繕	269,720 円	市
	修繕	佐渡市総合体育館トレーニングルーム機器修繕	475,420 円	市
	修繕	冷温水ポンプグランドパッキン修繕	132,000 円	指定管理